⑯　道路保全施設工事（建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、水道施設工事、消防施設工事）
⑰　その他上記以外の工事（屋根工事、鉄筋工事、浚渫工事、板金工事、ガラス工事、さく井工事）
⑱　道路清掃
⑵　業種区分（測量・建設コンサルタント等）
業種区分は、次に掲げるとおりとします。
①　調査
㋐土質・地質調査　㋑環境調査　㋒交通調査　㋓計画調査　㋔補償調査　㋕その他調査
②　設計
㋐橋梁設計　㋑トンネル設計　㋒道路設計　㋓その他土木設計　㋔建築設計　㋕電気設備設計　㋖電気通信設備設計　㋗管設備設計　㋘機械器具設置設備設計　㋙その他設備設計　㋚土木施工管理　㋛建築施工管理　㋜設備施工管理
③　測量
㋐測量一般　㋑航空測量
④　試験　各種試験及び点検
2　定期受付時の申請方法　申請方法は、一元受付に参加している各機関の資格申請を一括して行うことができるインターネット一元受付による方法をご活用ください。
なお、インターネットによる申請が困難な方に限り、書類による申請を受け付けます。
⑴　インターネット一元受付による申請
①　申請方法等の確認　インターネット一元受付による申請には、パスワードの事前取得が必要です。平成22年11月１日（月）から11月30日（火）までの間にパスワードの申込みをしてください。詳細については、国土交通省ホームページをご覧ください。
②　申請用データの受付期間　建設工事、測量・建設コンサルタント等とも平成22年12月１日（水）から平成23年１月14日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日（水）～１月３日（月））の終日を除きます。）の９：00から17：00までの間
⑵　書類による申請　申請方法は郵送受付みです。持参での申請は受付をいたしませんのでご注意ください。
また、申請内容等に不備があるときは受理できませんので、十分確認の上郵送してください。
①　申請書の入手方法
ア　入手方法　次に掲げる当社ホームページの「入札契約情報」の「競争参加資格」から申請書及び申請書類作成の手引きをダウンロードしてください。
http://www.shutoko.jp
イ　配布時期（ホームページへの掲載開始時期）　平成22年12月１日（水）
②　申請書等の提出期間
ア　建設工事を希望される方　平成23年１月４日（火）から１月12日（水）まで（当日消印有効）
イ　測量・建設コンサルタント等を希望される方　平成23年１月18日（火）から１月26日（水）まで（当日消印有効）
③　申請書等の提出先　８に同じ
3　随時受付時の申請方法　定期受付が終了した後は、平成23年３月から随時受付を行います。この場合は、書類による受付のみとします。
⑴　申請書の入手方法　2⑵①アに同じ
⑵　申請書等の提出　建設工事、測量・建設コンサルタント等とも平成23年３月１日（火）から受付を開始します。
持参、郵送どちらの方法でも受け付けます。なお、資格の認定は事務手続上、原則として、申請日の翌々月の１日となりますので、ご注意ください。
提出先は、８に同じ。
4　競争に参加することができない方　建設工事は競争参加資格認定等に関する準則（平成17年準則第19号）第２条第１項第１号イからハまで、測量・建設コンサルタント等は同条第２項第１号イからハまでに掲げる方
5　資格審査
⑴　建設工事　４に該当しない方については、次の①及び②の項目に基づき総合点数を算出し、希望工事種別ごとで高点順に配列し、等級を付して資格があると認定します。
４に該当する方については、資格がないと認定します。
①　客観的事項
ア　資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
イ　建設業に従事する職員のうち希望工事種別ごとの技術職員の数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとします。）
ウ　希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高
エ　経営規模、経営状況、社会性等
②　主観的事項　平成18年10月１日から平成22年９月30日までの４年間における希望工事種別ごとの工事成績等
⑵　測量・建設コンサルタント等　４に該当しない方については、次の①から④までの項目に基づき総合点数を算出し、希望業種区分ごとで高点順に配列し、資格があると認定します。
４に該当する方については、資格がないと認定します。
①　資格審査の申請をする日の直前２事業（営業）年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
②　自己資本額
③　業種区分ごとの有資格者の数
④　営業年数
6　資格審査結果の通知　資格審査の結果は、競争参加資格認定通知書をもって郵送により通知します。
7　その他
⑴　申請に当たって必要な経営事項審査の取扱いについては、定期受付の場合には、経営事項審査は申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、定期受付の申請書類の提出期間の終了日の１年７月前までの間の決算日を審査基準日とするものでなければならないこととしています。具体的には、平成23・24年度定期受付の場合には申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、平成21年６月30日以降を審査基準日とするものとなります。（平成21年６月30日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものでなければなりません。）
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた方の取扱い　競争参加資格の認定を受けた方で、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた方又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた方は、再度の競争参加資格の申請を行うことができます。
⑶　インターネットを使用しての建設工事の申請ができない方　次の①から⑥までのいずれかに該当する方は、インターネットを使用して申請を行うことができません。
①　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない方
②　７⑴に掲げる通知を受けていない方
③　事業共同組合で特例計算を希望する方
④　合併会社又は合併と同等とみなし得る営業譲渡を受けた会社で、新たに申請を行う方（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除きます。）
⑤　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた方で、再度の競争参加資格の認定を受けていない方
⑥　道路清掃の登録を希望する方
⑷　インターネットを使用しての測量・建設コンサルタント等の申請ができない方　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた方で、再度の競争参加資格の認定を受けていない方
⑸　当社に申請する場合は、１都３県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）のいずれかに本社、支社又は営業所等拠点を有していることが必要です。
なお、上記に該当しない方で「政府調達に関する協定」に基づく当社発注案件に参加を希望する場合は、個別案件ごとに競争参加資格の申請を受け付けます。詳しくは入札公告等でお知らせします。
8　問い合わせ先　〒100―8930 東京都千代田区霞が関一丁目４番１号（日土地ビル８階）　首都高速道路株式会社　財務部契約グループ　電話番号03―3539―9315

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成 22 年 10 月 29 日
警察庁長官官房会計課理事官　楠　　芳伸